

世田谷区における効果的な児童相談行政の推進について 中間報告【概要版】(案)

第1部 児童相談所と一時保護所、子ども家庭支援センターのあり方

1 児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担について

児童相談所(1箇所)を開設後も、5支所にある子ども家庭支援センターは、今後も地域の中核機関として、虐待予防へのさらなる対応が求められるため、存続する必要がある。

子ども家庭支援センターは一般の子ども家庭相談から子ども虐待事例の在宅支援までを担うこと及び虐待発生予防を主とした支援を、児童相談所はより専門性を必要とされる相談や虐待対応等を担うことを基本とするべきである。

2 子ども家庭支援センターの位置づけについて

児童相談所と子ども家庭支援センターの指揮命令系統を整理し、一元的な運営を担保する組織体制とする必要がある。

子ども家庭支援センターの専門性を上げるため、母子保健や予防など、子ども家庭支援センター業務のためのスーパーバイザーも配置するべきである。

3 通告・相談窓口について

ひとつひとつの相談を大切にし、相談者との面接を行い、その中から相談者が気付いていないニーズを含めて、丁寧に対応していくことを基本とするべきである。

区民にとってわかりやすい、また、リスクの判断基準を適切なアセスメントに基づいて統一化できることから、通告窓口を一本化したほうがよい。

4 夜間・休日の相談に対応できる体制について

夜間・休日の電話連絡による虐待通告(189を含む)や警察からの身柄通告を受けることができる体制を構築する必要がある。

一時保護所での受付や委託などの対応が考えられるが、人員の問題や受ける側の専門性の確保について検討する必要がある。

5 虐待発生予防・早期発見・対応のための体制整備について

子ども家庭支援センターが虐待発生予防において十分に機能を発揮するには、社会資源の整備が不可欠であり、在宅支援策を今以上に拡充していく必要がある。

地域資源を十分に活用し子どもに寄り添った支援を展開するために、子ども家庭支援センターのソーシャルワークの質の向上を図る必要がある。

6 子どもを中心に考えた一時保護所の施設整備のあり方について

家庭的な環境を提供するために、乳児は里親もしくは乳児院への一時保護委託で対応するべきである。

一時保護所でも家庭的な環境を提供するために、個室があるユニットケアをベースにすべきであるが、そのためには十分な人員が必要である。

世田谷区の一時的保護所のみで、入所理由が異なる全ての子どもを一時保護することは無理があるので、都及び他区との広域調整の仕組みをつくるべきである。

開放空間で保護している子どもは原則、通学を保障するべきである。

7 児童相談所の機能・設備について

区で児童相談所を持つ以上は、医療機関と連携の上、一定の治療指導の機能は持つべきである。また、家庭養育原則の方針が国から示されたことから、治療指導の一つである家族再統合事業についても積極的に行うべきである。その際は、土日の活用も検討すべきである。

相談室や面接室は多いほうが良い。事務室や会議室のスペースも十分に確保する必要がある。

第2部 社会的養護のあり方

1 社会的養護の体制整備について

家庭で適切な養育が受けられない場合は、養育家庭等及びファミリーホームなどへの委託や養子縁組を優先的に考え、子どもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるように必要な措置に取り組む必要がある。

「新しい社会的養育ビジョン」で示されているフォスタリング機関について意見交換や検討を行っていく必要がある。

養育家庭等への措置、解除等の行政行為は児童相談所が担い、養育家庭制度の普及啓発・支援・相談への対応は、フォスタリング機関が具体化されるまでの当面、児童相談所と子ども家庭支援センターをはじめ区の関係所管が協力して行う体制をとることが望ましい。

2 里親の拡充、支援について

ファミリーサポート事業援助会員や民生・児童委員など、区と密接に関わりのある子育て支援事業の担い手への広報・啓発・開拓を行い、区が主体となって登録拡大を目指すべきである。

養育家庭等が地域で孤立することなく子どもを養育できるよう、実態把握に努め、支援する関係機関の役割を整理し、チームによる養育体制を整備する必要がある。

3 児童福祉施設等の退所児童の支援体制について

児童養護施設等から家庭復帰する子どもには、継続して支援が必要な場合があるので、退所前から児童相談所、子ども家庭支援センター、区内の関係機関が地域の見守りと支援をどう確立するかを検討するべきである。

第3部 障害児支援体制のあり方

1 区民にとって利用しやすい相談窓口・体制について

区立児童相談所設置後も、障害相談に関しては従来ある子どもや障害の相談とつなげていくことが望ましい。子どもの頃からの切れ目のない相談体制の充実を目指すべきである。

2 障害児の虐待予防と対応について

保育園、幼稚園等に通園していない子どもには、ひろばなどの地域機関を紹介するなど、保護者の孤立の防止を図る必要がある。

子ども家庭支援センターが医療との連携を強化して、的確な医療的アセスメントを踏まえた上で、家庭への支援を行う必要がある。

世田谷区が目指すべき児童相談行政の姿

児童相談所の移管により、一元的で、かつ世田谷区の特徴である地域の支援を最大限に活用した効果的な児童相談行政を実現

虐待の連鎖を断ち切る予防型の児童虐待対策を推進

児童相談所と子ども家庭支援センターによる一元的な児童虐待への対応

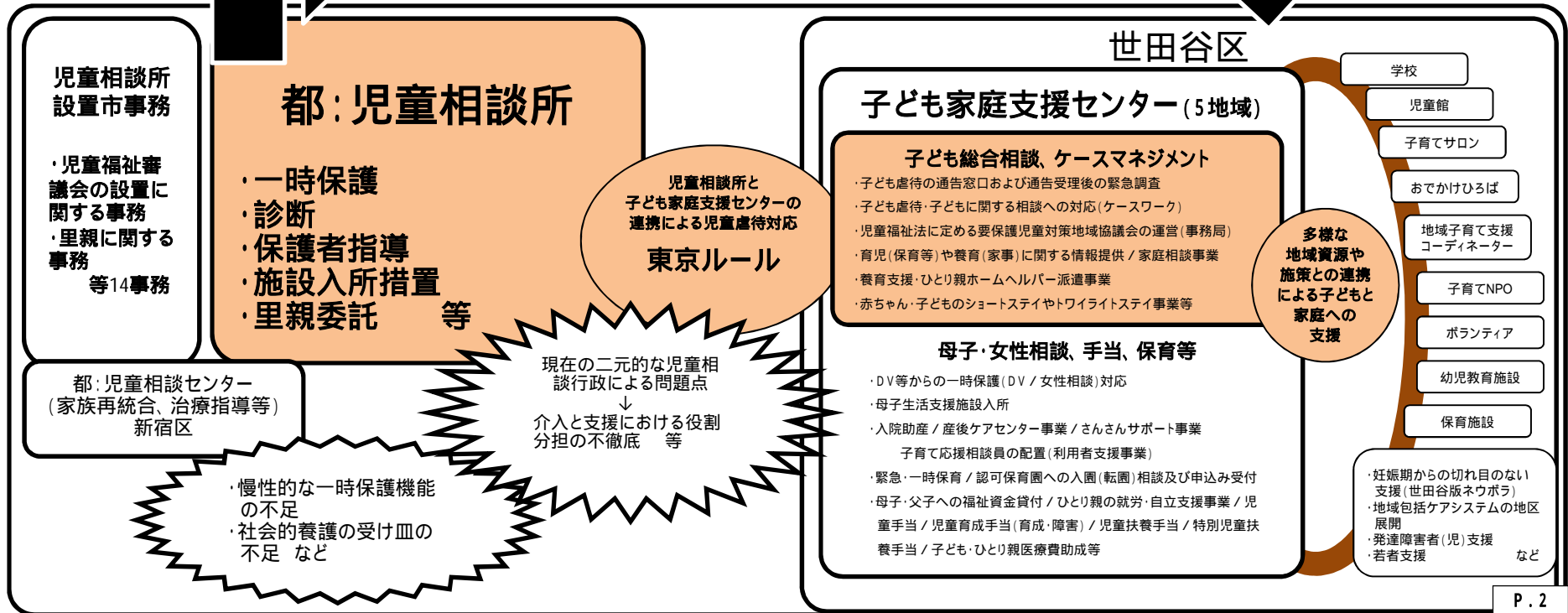
子どもの安全と安心の確実な確保と社会的養護の受け皿の拡充

障害のある児童と保護者への利用しやすい一体的な支援の提供

次ページ参照

子ども・子育て・若者支援に関する資源が多く、顔の見える関係にある地域の支援を最大限活用

区への児童相談所移管



児童相談所と子ども家庭支援センターによる一元的な児童虐待対応のために

年々増加し、複雑化が進む児童虐待相談に対し、強力な法的権限を持つ児童相談所と、区内5地域に展開し、地域に根ざした子育て支援を担う子ども家庭支援センターの特性をそれぞれ活かしつつ、一元的な機能として、横断的に初動対応から専門対応、家庭復帰支援や家庭的養護支援に取り組む体制を構築

